

役員 の 報 酬 規 程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第89条、第105条並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号及び定款第27条の規定に基づき、役員（理事及び監事）の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬支給基準)

第2条 理事は、無報酬とする。

2 監事は、正会員が就任した場合には無報酬とする。正会員以外の者が就任した場合（以下「外部監事」という）には報酬を支給できるものとする。

(報酬の決定基準)

第3条 外部監事の報酬は、総会の決議によって定められた総額の範囲内において、〈別表に基づき〉その職務、資格等を勘案して、理事会で決定するものとする。

(報酬の支払方法)

第4条 役員報酬は、その金額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員報酬から控除すべき金額がある場合には、当該役員に支払うべき報酬の金額から、当該金額を控除して支払うものとする。

2 役員が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(報酬の支給日)

第5条 役員報酬は、毎事業年3月上旬に支給する。

第6条 役員が任期途中において退職し、又は解任された場合には、その在職日数に応じて日割り計算した額を支給する。

2 前項の役員の後任として就任した役員には、その在職日数に応じて日割り計算した額を支給する。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第8条 この規程の改廃は、総会の決議に基づいて会長がおこなう。

附 則

この規程は、公益社団法人島根県栄養士会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

別表（役員等の報酬額）

外部監事の資格等	年間報酬支給総額
公認会計士・税理士	100,000円～200,000円
経理事務経験が5年以上の者	10,000円～50,000円